承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	複合病害抵抗性イネ（*WRKY45*遺伝子発現イネ，*Oryza sativa* L.日本晴；NIA―OS003―1）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：茨城県つくば市観音台３－１－３ 名　　称：独立行政法人　農業環境技術研究所　隔離ほ場 使用期間：承認日から平成27年３月まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　隔離ほ場内の水田（一辺の長さが約16m、面積が約2.6ａの水田が２か所）を栽培場所として利用する。 ⑵　部外者の立入りを防止するために、隔離ほ場の周囲に、メッシュフェンスを設置している。 ⑶　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を記載した標識を見やすい所に掲げる。 ⑷　鳥類の摂食を防ぐため、出穂期までに隔離ほ場内の水田に防鳥網を設置し、刈取り後に撤去する。なお、調査、収穫作業等のため防鳥網を外す場合には、できる限り短期間とし、作業等終了後、直ちに再度設置する。 ⑸　栽培は慣行法に準じ、気象等に対応して防風網・ビニルハウス等の設置を行う場合がある。 ⑹　使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えイネの種子等を洗浄するための洗場を設置している。 ⑺　本遺伝子組換えイネの隔離ほ場外への漏出を防止するために、浸透ます等の設備を排水系統に設置している。 ⑻　花粉の飛散を減少させるため、水田を囲う植込みや隔離ほ場の周りに防風林を備えている。 ２　隔離ほ場の作業要領 ⑴　隔離ほ場内の水田周辺において適切な除草管理を行う。 ⑵　本遺伝子組換えイネ及び同時に栽培したイネを隔離ほ場外に持ち出す場合には、第二種使用等として遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年６月18日法律第97号）第12条又は第13条で定める拡散防止措置を実施する。 ⑶　⑵以外で、隔離ほ場内で本遺伝子組換えイネ及び同時に栽培したイネの不活化を行う場合は、試験終了後、地上部は刈り取り、オートクレーブ又は焼却炉を用い確実に不活化する。残りのイネの残渣及び発生した植物は隔離ほ場内に埋設又はすき込み処理により確実に不活化する。 ⑷　使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄し、隔離ほ場内の植物残渣、土等を外に持ち出さない等により、意図せずに本遺伝子組換えイネが隔離ほ場外に持ち出されることを防止する。 ⑸　隔離ほ場の設備が有する機能が発揮されるよう維持及び管理を行う。 ⑹　⑴から⑸までに掲げる事項を、第一種使用等を行う者に遵守させる。 ⑺　本遺伝子組換えイネによる生物多様性影響のおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

4　承認番号　12―26Ｐ―0004

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	独立行政法人　農業生物資源研究所 理事長　石毛　光雄 茨城県つくば市観音台２－１－２
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	複合病害抵抗性イネ（*WRKY45*遺伝子発現イネ，*Oryza sativa* L.たちすがた；NIA―OS004―2）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：茨城県つくば市観音台３－１－３ 名　　称：独立行政法人　農業環境技術研究所　隔離ほ場 使用期間：承認日から平成27年３月まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　隔離ほ場内の水田（一辺の長さが約16m、面積が約2.6ａの水田が２か所）を栽培場所として利用する。 ⑵　部外者の立入りを防止するために、隔離ほ場の周囲に、メッシュフェンスを設置している。 ⑶　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を記載した標識を見やすい所に掲げる。 ⑷　鳥類の摂食を防ぐため、出穂期までに隔離ほ場内の水田に防鳥網を設置し、刈取り後に撤去する。なお、調査、収穫作業等のため防鳥網を外す場合には、できる限り短期間とし、作業等終了後、直ちに再度設置する。 ⑸　栽培は慣行法に準じ、気象等に対応して防風網・ビニルハウス等の設置を行う場合がある。 ⑹　使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えイネの種子等を洗浄するための洗場を設置している。 ⑺　本遺伝子組換えイネの隔離ほ場外への漏出を防止するために、浸透ます等の設備を排水系統に設置している。 ⑻　花粉の飛散を減少させるため、水田を囲う植込みや隔離ほ場の周りに防風林を備えている。 ２　隔離ほ場の作業要領 ⑴　隔離ほ場内の水田周辺において適切な除草管理を行う。 ⑵　本遺伝子組換えイネ及び同時に栽培したイネを隔離ほ場外に持ち出す場合には、第二種使用等として遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年６月18日法律第97号）第12条又は第13条で定める拡散防止措置を実施する。